

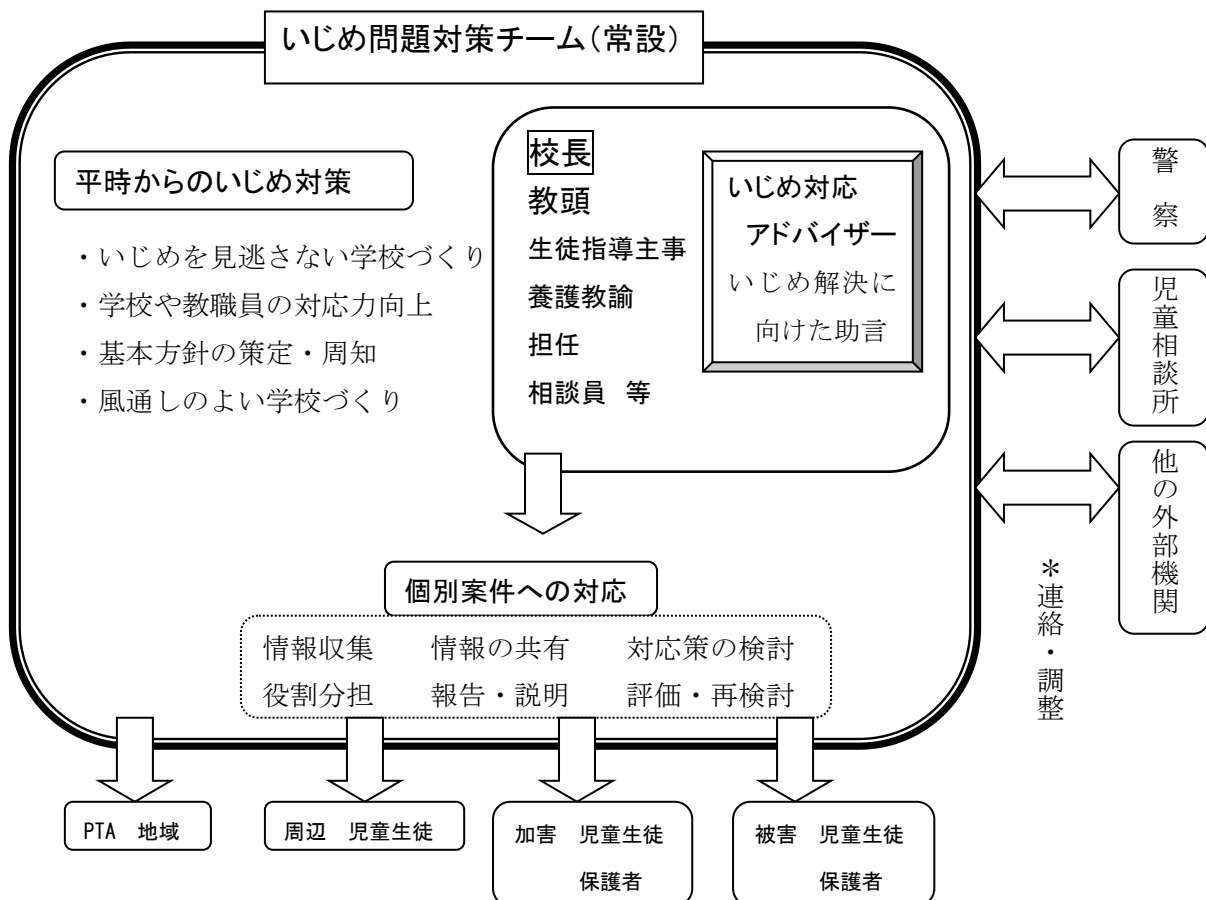
学校いじめ防止基本方針

1. いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、どの子にも起こりうるものである。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同じく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。そのようないじめ問題を防止するには、組織的に対応することや、各関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。そして、すべての児童が安心して学校生活を送り、活動に取り組むことができるよう、いじめが行われないようにすることを目指し対策を立てなければならない。さらにこの対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

2. いじめ問題対策チームの構成員と対策チームの役割

- ・校長をトップとするチームでの体制
- ・いじめを見逃さない学校づくり、外部に開かれた風通しのよい学校づくり
- ・児童が安心して学ぶことができる環境整備



* チームでの役割分担に沿った対応

3 いじめの未然防止

児童が、学校生活の中で信頼できる人間関係を保ちながら、安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことで、いじめを未然防止していく。

- (1) 児童が安心して生活できる教師との人間関係づくり
 - ・意識的な日常会話
 - ・休み時間の様子の観察
- (2) わかる授業づくり
 - ・自分の考えをもち伝えることができる。
 - ・学び合いのある授業
- (3) 道徳教育や人権教育の充実
 - ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育
 - ・人権週間にあわせた取組
- (4) 規範意識の育成
 - ・月目標の工夫（生活目標・ほわほわ言葉の啓発）
 - ・学習ルールの徹底
- (5) 自己有用感や自己肯定感を育む取組
 - ・学級経営（互いを認め合う集団づくり）
 - ・「ピアサポート」やグループ活動
 - ・特別活動年間計画における「人間関係づくり」の位置づけ
- (6) 児童会などが中心となる取組
 - ・挨拶運動
 - ・月目標（生活目標やほわほわ言葉）の呼びかけ
- (7) 体験活動を取り入れた取組
 - ・異年齢集団活動
 - ・他校種との交流
- (8) 家族や地域と連携した取組
 - ・挨拶運動

4 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、学校が地域家庭と連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要であると考え、常にアンテナを張り巡らせる。

- (1) 定期的なアンケート調査&個人面接（心のアンケート、いじめアンケート）
- (2) 定期的な児童理解の会

5. いじめに対する措置

いじめに関する情報を把握した場合には、速やかに組織的に対応し、いじめの事実が確認された場合は概要を市教委に報告する。そして、徹底して被害児童を守り通すことに尽力する。

- (1) いじめ問題対策委員会の開催
- (2) 被害児童への支援
- (3) 加害児童への指導
- (4) 学級会、学年集会の開催
- (5) 保護者への対応

6. ネット上のいじめへの対応

インターネットにつながる電子情報端末機器が普及する中、こうした機器の利用について、大人の理解不足から後手になる恐れがある。そのため、児童に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制づくりを進める必要がある。

- (1) インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員が研修し、児童への指導に生かしていく。
- (2) 保護者との連携を密にして、双方で協力し指導に努める。
- (3) ネットいじめが発見された場合は、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

7. 年間計画

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
← 学期はじめに学習規律の全校指導 →学級経営、学習規律の指導（学期ごとに研究部会&職員アンケートで検証）												実践の検証と次年度に向けての計画	
← ころのアンケート（いじめアンケート実施以外の月に行う）													
いじめ調査・個人面談（5月、9月、1月）													
平和集会				人権週間									
縦割り掃除													
縦割り なかよし活動						縦割り 運動会		縦割り なかよし活動					
生活目標 （全校集会で児童よびかけ）													